

情報・システム研究機構長の任期に関する規則

平成16年5月26日

制 定

最近改正平成28年3月4日

(趣旨)

第1条 この規則は、情報・システム研究機構長選考会議規則第7条に基づき、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構長（以下「機構長」という。）の任期に関し、必要な事項を定める。

(任期)

第2条 機構長に任期4年とし、再任を妨げない。ただし、通算して6年を超えることはできない。

2 機構長の任期の改正に当たっては、機構長選考会議の議を経なければならない。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、機構長の任期に関し必要な事項は、機構長選考会議が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年5月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 最初に任命された機構長の任期は、第2条の規定にかかわらず3年とし、再任を妨げない。ただし、第2条の規定にかかわらず通算して7年までとすることができる。

附 則

この規則は、平成20年5月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年3月4日から施行する。